平成２８年（フ）第５０２号
神戸市長田区野田町７丁目１番20号野田マンション301号
債務者　田中　勝治
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５９号
広島市南区宇品西２丁目16番26―501号
債務者　菅　　伸一
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３９２号
広島市安佐南区高取南２丁目41番14号
債務者　末森ひろ子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２４号
長崎県長崎市宿町701番地６　コーポ宿町201号、旧住所長崎県長崎市宿町190番地２　野上ハイツ201
債務者　松尾　百華
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８９号
大分市恵比寿町８番５号（リバーサイド恵比寿202）
債務者　藤永　智子（旧姓首藤）
1　決定年月日時　平成28年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２４９号
静岡県浜松市浜北区平口1415番地
債務者　井口けい子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４号
島根県隠岐郡隠岐の島町中村1421番地
債務者　石野クニ子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午後１時
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２８年（フ）第１９０号
岡山市中区関485番地12メゾン福井107、旧住所岡山市東区大多羅町143番地４ファミーユ竹原Ａ101
債務者　今西　順子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３１号
岡山市北区野田３丁目12―３ＦＯＲＴＵＮＡＴＥ102号室、住民票上の住所岡山県玉野市用吉1708番地23
債務者　都子久美子（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５２号
岡山市南区築港緑町１丁目12番15号
債務者　本田　久子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１９７９号
札幌市北区新琴似５条15丁目６番23号
破産者　中岡　　直
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６５号
青森県弘前市大字桜ケ丘５丁目５番地１　市営住宅Ｂ―105号、旧住所青森県弘前市大字松原西３丁目７番地８
破産者　白川　憲雄
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第３７号
山形県鶴岡市大東町８番19号
破産者　蛸井　邦宏
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第７７号
神奈川県厚木市愛甲３丁目23番15号　ハイツミヤ201、前住所神奈川県厚木市妻田東１丁目10番37―805号
破産者　相澤長一郎
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３１８６号
大阪府吹田市佐竹台４丁目11番15号
破産者　塚本　恵子
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７号
新潟市中央区上所３丁目４番10号　ファミールハイツ鶴木303号、前住所新潟市北区長場1385番地
破産者　鈴木　信正
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部